

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第193号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第244号）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）に参考として引用されている地下水調査では、浅層、中間層及び大規模地すべりの間隙水圧となっている深層の地下水の地下水面が明らかとされ、安定計算では深層地下水位線が使用されているが、浅層地下水を考慮しないで安定計算を実施した根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H24. 12. 25 公開請求 | (4) H26. 7. 1 諮問 |
| (2) H25. 1. 8 公開決定 | (5) H28. 12. 22 答申 |
| (3) H25. 2. 13 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	異議申立人は、検討対象斜面に、解析対象である小崩壊すべりに関与する浅層地下水が存在している以上、それを無視した安定計算は成立しないと主張し、実施機関は、このような主張は異議申立人独自の考え方であり、実施機関は、異議申立人の主張のような想定について特段の検討を行っておらず、根拠についても作成していないと説明している。 このような業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。 このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第193号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）に参考として引用されている地下水調査では、浅層、中間層及び大規模地すべりの間隙水圧となっている深層の地下水の地下水面が明らかにされ、安定計算では深層地下水位線が使用されているが、浅層地下水を考慮しないで安定計算を実施した根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

根拠を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

現地に、解析対象とした小崩壊すべりに関与する浅層地下水が存在している以上、それを無視した安定計算は成立しない。それ故、浅層地下水を考慮しないで安定計算を行った根拠はあるはずである。

(2) 意見書

理由説明書では、豪雨や融雪期に円弧すべりを起こすような浅い部分の安定に関係する地下水位線は浅層地下水位が関係しているという考えは、異議申立人独自の考え方であり、実施機関はそのような想定はしていないと述べているが、本件報告書では、「4.大雨による崩壊地調査」等において、大雨や融雪期の急激な浸透水のため浅層の地下水が上昇したことが原因で起きたと記載されており、矛盾している。

実施機関及び審査会の皆さんには、本件報告書をしっかり読んでいただき、浅層地下水位を考慮すべきであるという見解が、独自の考え方ではなく、本件報告書自体が明らかにしているものであることを確認い

ただきたい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-8ページの図6.1.3に、L3地すべり末端部の断面が記載されており、安定計算に用いた地下水位の表示がある。

異議申立人は、円弧すべりについて、「豪雨や融雪期には、表面浸透水により崩積土内は飽和状態に近い地下水状況となるはずである」と主張しているが、これは独自の考え方であり、実施機関はそのような想定はしていない。

したがって、請求内容について、特段の検討を行っておらず、根拠についても作成していないため、不存在としたものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部に関して、参考として記載されている地下水調査では、浅層、中間層及び大規模地すべりの間隙水圧となっている深層の地下水の地下水面が明らかにされ、当該地区の安定計算では深層地下水線が使用されているので、浅層地下水を考慮しないで計算を実施した根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、検討対象斜面に、解析対象である小崩壊すべりに関与する浅層地下水が存在している以上、それを無視した安定計算は成立しないと主張し、実施機関は、このような主張は異議申立人独自の考え方であり、実施機関は、異議申立人の主張のような想定について特段の検討を行っておらず、根拠についても作成していないと説明している。

このような業務委託の内容の当否については、当審査会の審議する事項ではなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような根拠を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 7 月 1 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 4 4 号)
平成 26 年 7 月 30 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 26 年 9 月 16 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 28 年 5 月 12 日 (第 273 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 6 月 30 日 (第 274 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 7 月 21 日 (第 275 回審査会)	○事案の審議を行った。